

経済産業省

20191205 保局第3号
令和元年12月6日

公益社団法人全国火薬類保安協会会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法改正に伴う指定管理鳥獣捕獲等事業における実包
の取扱いについて（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）第11条の施行に伴い、令和元年12月7日付けで火薬類取締法（昭和25年法律第149号）が改正されます。

これに伴い、別添「火薬類取締法改正に伴う指定管理鳥獣捕獲等事業における実包の取扱いについて」のとおり都道府県知事等宛て、通達を发出了したので、参考までに通知いたします。